

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。  
これから採決いたします。

議案第51号について、産業・建設委員長長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第51号は、産業・建設委員長長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第2号 市道上伊佐沢小屋敷線改良整備工事の施行の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

請願第2号について、産業・建設委員長長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、産業・建設委員長長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信予算特別委員長登壇)

○大道寺 信予算特別委員長 平成25年第4回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第54号 平成25年度長井市一般会計補正予算第2号について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、6月20日、21日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、6名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われました。

その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会での審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第54号 平成25年度長井市一般会計補正予算第2号につきましては、安部 隆委員ほか2名の委員から修正案が提出されましたので、提出された修正案について提案者から説明を受けた後、質疑、討論を行い、まず修正案について採決した結果、賛成少数で否決されました。続いて、修正案が否決されたため原案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第54号 平成25年度長井市一般会計補正予算第2号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第54号について、予算特別委員長長の報告は、原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。  
よって、議案第54号は、予算特別委員長報告  
のとおり決定いたしました。

### 委員会付託の省略について

○小関勝助議長 お諮りいたします。  
これから上程いたします議案は、委員会付託  
を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、  
これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

### 日程第6 議案第55号 長井市一 般職の職員の給与の特例に関する条 例の設定について

### 日程第7 議案第56号 長井市特 別職に属する者の給与等の特例に関 する条例の設定について

○小関勝助議長 それでは、日程第6、議案第55  
号 長井市一般職の職員の給与の特例に関する  
条例の設定について及び日程第7、議案第56号  
長井市特別職に属する者の給与等の特例に関す  
る条例の設定についての2件を一括議題といた  
します。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第55号 長井市一般職の職  
員の給与の特例に関する条例の設定についてご  
説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、  
一般職の職員の給与を減額して支給するためご  
提案申し上げるものでございます。

次に、議案第56号 長井市特別職に属する者  
の給与等の特例に関する条例の設定についてご  
説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与減額支給措置及び  
長井市一般職の職員の給与減額措置を踏まえ、  
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、  
特別職に属する者の給与等を減額して支給する  
ためご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申  
上げます。

○小関勝助議長 提案者の説明が終わりました。  
これから順次、質疑、討論、採決を行います。  
まず、日程第6、議案第55号 長井市一般職  
の職員の給与の特例に関する条例の設定につい  
ての1件について質疑を行います。ご質疑ござ  
いませんか。

14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 議長にお願いをします  
が、議案第55号と56号は当日提案というふう  
になっております。そんなに時間かけるつもりは  
ありませんが、以降、一問一答で質疑をさせ  
ていただきたいと思いますが、取り計らいをお願  
いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○小関勝助議長 許可します。そのようにしてく  
ださい。

○14番 高橋孝夫議員 ありがとうございます。  
それでは、何点かお聞かせをいただきたいと  
いうふうに思います。

まず、総務課長にお伺いをしますが、私、な  
かなか理解が進まない中の一つが、この国の言  
う内容は何かというところです。

私どもに、資料として総務大臣が出した文書  
が示されました。平成25年1月28日付の文書と  
いうふうになっているわけですが、これにつ  
いては、平成25年度における地方公務員の給